

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

〈くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、農林部〉

開催日時 平成23年10月5日(水) 10:03~12:26

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

安井 宏一 委員長

森山 賀文 副委員長

小林 茂樹 委員

猪奥 美里 委員

太田 敦 委員

鍵田忠兵衛 委員

畠 真夕美 委員

神田加津代 委員

荻田 義雄 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

杉田 総務部長

影山 くらし創造部長兼景観・環境局長

浪越 産業・雇用振興部長

富岡 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 9月定例県議会提出議案について

〈会議の経過〉

○安井委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の欠席委員はございませんが、神田委員がややおくれて来るとの連絡を受けてございます。

なお、傍聴者は2名おられます。

それでは、日程に従いまして、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、農林

部の審査を行います。

議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明を願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 よろしく願います。

平成23年9月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局に関係いたします議案等についてご説明をさせていただきます。

最初に、お手元の資料のうち「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」を、願います。

4ページから始まります平成23年度奈良県一般会計補正予算案（第5号）のうち、7ページ、5、安全・安心の確保といたしましての環境放射能モニタリング強化事業でございます。これは、福島第一原子力発電所事故を契機として、県民の健康や安全・安心を確保するため、必要な機器を整備し、環境放射能のモニタリングを強化するものでございます。6,390万円の補正予算を計上しております。

12ページ、奈良県一般会計補正予算案（第6号）の台風12号災害への対応の（5）復興への取り組みの2つ目、森林資源活用調査事業でございます。台風12号により甚大な被害を受けました県南部地域では、大規模な土砂崩れなどにより森林から膨大な量の樹木が流出しております。本調査事業では、これらの流木等の処理を含め、災害復旧復興プロセスを地域活力の持続的発展につなげていくことを大きなねらいとして、地域の強みであります森林資源の活用方策を調査検討いたします。

調査検討の主な内容といたしましては、ダムへの流木や間伐材など循環活用可能な木質資源の量的な推計、これらの再資源化や利活用等に関する先進事例調査、需給関係のマーケティングを含めた県南部地域における実現性調査などで1,000万円の補正予算を計上しております。

続きまして、「平成23年9月県議会提出条例」を願います。

3ページ、議第45号、奈良県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例でございます。これは、スポーツ振興法が改正されたことに伴い、審議会の名称を奈良県スポーツ推進審議会に変更するため、所要の改定を行うものでございます。施行期日は、公付の日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど願います。

○浪越産業・雇用振興部長 平成23年9月定例県議会の提出議案のうち、産業・雇用振

興部の所管の議案についてご説明申し上げます。

先ほどの「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」という資料をお願いいたしますと思います。

6ページ、一般会計補正予算案（第5号）でございます。雇用対策の推進でございます。就労困難者在宅就業支援事業といたしまして、厳しい雇用情勢の中で、特に外で十分に就労することが困難なひとり親、寡婦、障害者を対象に、家庭と仕事を両立させやすいテレワーカー、在宅就業者を育成するために、業務開拓、仕事のマッチング、従事者の能力開発を行うための訓練を一体的な取り組みとして行い、新たな雇用を創出する事業でございます。平成22年度より実施しておりまして、強いニーズがありますことから、引き続きテレワーカーの育成支援を行うため、新たに30名の定員を設定して、平成23年度で891万円、平成24年度の債務負担行為としまして3,036万円をお願いするものでございます。

8ページ、中小企業振興資金貸付金特別会計の補正予算案でございます。住民訴訟に係る弁護士報酬の負担でございます。これは、別途予算外議案としてご審議いただく案件とセットになったものでございますが、中小企業高度化資金貸し付けに係る住民訴訟において、被告となった県職員が支払った弁護士報酬につきまして、最高裁判所での勝訴が確定したことから、地方自治法第242条の2第8項の規定に基づき、県が負担すべく弁護士報酬相当額17万5,000円の負担金の補正予算をお願いするものでございます。

11ページ、一般会計補正予算案（第6号）でございます。台風12号による災害の対応、(4)の地域産業の支援といたしまして、中小企業金融対策、制度融資でございます。台風12号による災害発生に伴い、その迅速な対応を図るため、既存の制度融資の枠内で台風12号の災害復旧対策資金を創設させていただいたところでございますが、災害状況の深刻さにかんがみまして、一層の支援を行うべく、本資金の拡充の措置等を行うものでございます。

その内容でございますが、当該資金の融資額を20億円から40億円に拡大するとともに、融資利率につきまして1.735%から1%に引き下げを行います。なお、記載はしておりませんが、既に借り入れた資金につきまして、信用保証協会の保証つき資金であれば、資金の種別を問わず当該資金への借りがえを認めることといたしまして、金利負担の軽減を図ることといたします。また、県信用保証協会の積極的な保証承諾を促すために、代位弁済が生じた際の損失補償もあわせて行うものであります。

以上含めまして、歳出予算で1,715万円の増額を、また債務負担行為では制度融資の融資額が20億円膨らみ、当該資金の利子補給率が1.175%であることから、その限度額を、融資額620億円に対する利子補給率0.49%の範囲内となっているものを融資額640億円に対する利子補給率1.175%に変更し、限度とするように補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、予算外議案についてのご説明を申し上げます。「平成23年度一般会計特別会計補正予算案その他」をお願いいたしたいと思っております。

36ページ、議第56号、住民訴訟に係る弁護士報酬の負担についてであります。先ほど、予算案でご説明を申し上げましたが、住民訴訟の個人被告となった県職員の弁護士費用を県が負担するもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

37ページ、諮第1号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申し立てについてでございます。本件は、知事が平成23年3月30日付、奈良県指令雇労第582号により、異議申立人、奈良県労働組合連合会議長、井ノ尾寛利に対して行った奈良労働会館の使用不許可処分につきまして、平成23年5月26日付で次のような理由により異議申し立てがなされたものでございます。この理由とそれに対するそれぞれの見解をご説明申し上げます。

理由(1)でございます。審査手続について、事前説明に納得ができず、審査結果はあくまで連合奈良のみへの貸与許可を合理化するものである。また、目的外貸与に可能なスペースをいつ、どういう基準で決めたのか。しかも、連合奈良と同じ場所で競合したと判断したのは明らかにされていないとの主張でございます。これに対しましては、目的外使用に供する部分は、本来の用途または目的を阻害しない範囲で使用状況等を勘案して、目的外使用に供する範囲、面積を決定しております。そして、目的外使用が競合した場合、審査要綱に基づき審査を実施し、目的外使用を許可する団体を決定したものであり、この点で事実の評価に誤りがあると解せられます。

理由(2)でございます。貸与が可能なスペースについて申請者が調整すべきでないか、説明すべきではないかと申し入れた。しかし、連合奈良と奈労連という2つの団体を労働団体のローカルセンターと認めているというのが、2団体間の調整はなかったし、貸与が可能なスペースについても説明しなかったの主張でございますが、これに対しましては、行政財産の管理者である県知事の権限を適正に執行するため、審査要綱に基づき客観的に優

先順位を決定して許可を行っており、この点では事実の評価に誤りがあると解せられます。

理由（３）でございます。連合奈良の事務所のみに毎年、貸与許可がされており、結論が先にあるものと考えられるとの主張でございますが、これに対しましては、目的外使用が競合した場合については、審査要領に基づき審査を実施し、客観的に優先順位を判断して、目的外使用を許可する団体を決定しており、結論が先にあるものと考えられるという主張は事実誤認に基づくものであると解せられます。

理由（４）でございます。県に設置された各種委員会、懇談会においても、労働団体代表が参加する委員会、審議会も連合奈良からの選出委員のみであり、今回の不貸与も貸与手続を合理化するものであるとの主張でございますが、これに対しましては、審査要領に基づき客観的に優先順位を判断しているものであり、その結果として、異議申し立て人に目的外使用を許可しないとされたものであって、事実の評価に誤りがあると解せられます。

異議申し立ての理由とこれらに対する見解は以上のとおりでございます。本件異議申し立てにつきましては、棄却すべきところでございますが、地方自治法第238条の7第4項の規定に基づきまして、議会に諮問する次第でございます。

以上で産業・雇用振興部に係るご説明は終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○富岡農林部長 それでは、農林部に係ります9月定例県議会提出予定議案についてご説明申し上げます。

まず補正予算についてのご説明でございます。「平成23年9月県議会提出補正予算案の概要」をお願いいたします。

5ページ、平成23年9月県議会提出一般会計補正予算案（第5号）関係でございます。東日本大震災への対応でございます。東日本大震災の被害を受けました東北地方の農産物の消費回復を支援するため、東北産農産物応援PR事業について469万7,000円の補正予算を、また、東北産農産物県内流通支援事業について491万6,000円の補正予算をお願いしております。東北産農産物応援PR事業では、東京の奈良まほろば館におきまして販売コーナーを設置し、農産物等の販売や試食会などのPRイベントを実施いたします。それから流通支援事業では、県内の量販店や農作物直売所などにおきまして東北産農産物の販売コーナーを設置し、流通を促進してまいります。

6ページ、2番目の災害復旧でございます。林道災害復旧事業で8,400万円の補正予算をお願いしております。去る5月の台風2号、それから7月の台風6号によります林

道被害に対しまして、早期に対応するためのものがございます。先日の台風12号による農林水産業の被害については後ほどご説明申し上げます。

次に、みつえ高原牧場地すべり対策事業で3,667万3,000円の補正予算をお願いしております。高原牧場の放牧地の地すべりによります村道等への土砂の崩落に対しまして、早期に対応するものがございます。

7ページ、5番目の安全・安心の確保でございます。家畜防疫強化事業について190万円の補正予算をお願いしております。高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するためには、養鶏農場の出入り口で消毒を徹底することにより病原体の侵入を防止することが重要となっております。このため、農場の出入り口に消毒用の動力噴霧器を設置することに対して支援をするものがございます。

10ページ、平成23年県議会提出一般会計補正予算案（第6号）関係でございます。台風12号による災害への対応でございます。（2）の被害箇所の応急対策といたしまして、台風12号によります森林の被害状況を調査するため、森林被害状況調査について2,000万円の補正予算をお願いしております。今回の台風で大きな被害を受けました県内の森林の被害状況の早期把握のため、道路、林道、作業道の被災により森林の現況調査が進んでいない森林の被害状況など、必要なデータを空中写真を用いまして収集し、森林被害の早期把握を図るものがございます。

11ページ、（3）被害箇所の復旧対策といたしまして、復旧工事のための調査・測量、設計について、農林部といたしまして、荒廃山地に係るものについて2億円の補正予算をお願いしております。これは、現時点で判明しております山地崩壊箇所のうち、明らかに治山事業として実施するものにつきましての調査・測量、設計に要する経費についてそれぞれお願いするものがございます。なお、国の直轄事業として今後要望していくもの、市町村等が実施する小規模なもの、それから、今後新たに判明する箇所につきましては、対応を検討の上、後日改めてご審議をお願いすることとしております。

12ページ、（4）の地域産業の支援といたしまして、県産材安定供給緊急維持支援事業について6,100万円の補正予算をお願いしております。今回の台風被害で県産材の主な生産地内の道路、林道、作業道が被災し、木材の搬出に支援を来していることから、県産材の安定供給を維持するため、緊急対策として、ヘリコプターや小型トラックによる搬出経費に対しまして補助するものがございます。

（5）復興への取り組みといたしまして、流木発生要因調査について2,050万円の

補正予算をお願いしております。これは、今回の河川等におきます被害の中で間伐材の流出に起因するものがないかなど、今後の間伐方法を検討するため、間伐を実施した箇所におきます流出の有無などの現地調査を実施するものでございます。

続きまして、条例案についてご説明申し上げます。お手元の「平成23年9月県議会提出条例」をお願いいたします。

4ページ、農林部所管の条例の改正案でございます。議第46号、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容につきましては、県暴力団排除条例が7月1日より施行されましたことに伴い、市場における仲卸業務の許可の基準に暴力団排除に係る事項を追加するなどのため、所要の改正をするものでございます。施行期日につきましては、本年12月1日からの施行を予定しております。

以上が農林部の提出予定議案でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○安井委員長 ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして、質疑等があればご発言願いたいと思います。なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対しまして明確かつ簡潔に答弁をお願いするものでございます。

○太田委員 4点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1問は、再生可能エネルギーの問題についてでございます。先般、今井議員から代表質問がありまして、この再生可能エネルギーの利用について検討を進めたいとの答弁が知事からありました。エネルギー活用研究会を設置すること、また、必要によっては新しい組織も検討したいということでございました。調べてみますと、奈良県には太陽光発電で101万キロワット、風力で130万キロワット、中小水力で7万キロワット、地熱発電で1万キロワットという導入ポテンシャル推計が環境省から発表されております。このことも踏まえまして、再生可能エネルギーについて積極的に進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2問目は、高田サティの跡地問題についてでございます。さきの6月議会におきまして、サティの跡地につきまして、今後とも町中での身近な買い物、環境づくりに向けて中心市街地商業の活性化を積極的に支援してまいりたいと。これは、奈良県全域にもわたるかと思えますけれども、このようなご回答をいただきまして、先日、大和高田市議会におきましても、地元企業がこのサティ跡地について売買契約を結ばれると聞いていると。大和高田市としても活用化につながるよう努力していきたいとのやりとりが議会でもありました。県としてもこれまで、この隣接している片塩商店街におきましては、さまざまなご支

援をいただいたところでございます。商都としての大和高田市の復興、いろいろな形でこの取り組みを進めておりますけれども、これもまた大きな、期待できる一つのきっかけになるかと思えます。さらなるご支援をお願いしたいと考えておりますけれども、県としての考え方をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

次に、農業問題についてでございます。台風12号の災害で曾爾村、御杖村のビニールハウスの被害が広がっているのを、実際に行って確認をしてみました。ここは、昨年の大みそかに大雪でビニールハウスが被害を受けまして、1年もたたないうちに、また今回は台風12号で被害に遭い、もうこれ以上農業を続けられないと、こんな悲痛な声も聞いております。県として支援をすることができないかどうか。県としての対策について伺いたいと思えます。

最後に、先ほども産業・雇用振興部長からも説明がありました諮第1号についてでございます。奈良県労働組合連合会が20年前に結成され、その日から毎年、労働会館を使用させてほしいと、手続をしておりますけれども、残念ながら認めてもらえない状況が続いております。県としても、連合奈良と奈労連という2つの団体をローカルセンターとして認めているのに、一方では労働会館の使用を認めているけれども一方は認めないと。この状況が長年にわたって続いているというのは、おかしいのではないかと思います。この点についてご答弁をお願いします。以上です。

○岩口産業・雇用振興部次長企画管理室長事務取扱 再生可能エネルギーを活用する方向で取り組んではとのことでございますけれども、委員のお述べの環境省の再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査書につきましては、一定の前提条件の中で推計がなされております。例えば、太陽光発電におきましては河川敷に設置する。あるいは、高速道路ののり面に無条件に設置していくと。あるいは、公共施設の屋根を使う場合に当たっては、10平方メートル以上の屋根においても設置すると。こういった条件のもとで推計されているところでございます。

県におきましては、さきの本会議におきまして太陽光発電とかバイオマス発電とか、さまざまな再生可能エネルギーにつきましてワーキングチームを設け、さらには研究会を設け検討していきたいと考えているところでございます。その中で、この報告書につきましても、内容を調査、分析しながら進めてまいりたいと思っております。また、再生可能エネルギーも大変大事でございますが、エネルギーの効率的な利用、いわゆるコジェネシステム、熱電併給システムでございますけれども、そういったことも検討していく必要が

あると考えております。いずれにしましても、年度内には奈良県のエネルギー利活用に係ります基本的な考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。以上でございます。

○浪越産業・雇用振興部長 高田サティの件のお問い合わせでございますが、過日の新聞報道でございましたが、大和ガスが所有者と売買契約をされて、食品スーパーを誘致する方向との報道もございました。大和高田市も、これからどういうふうな形で参画をしていくのかという話になろうかと思えますし、まだ県に具体的には話が来ていないので、今後、そういった協議の中で支援していくと。できるものについては支援していきたいと思っております。以上でございます。

○植田農業水産振興課長 今回の台風12号によります農業被害についての対策のお尋ねでございます。農林部複数課にわたりますけれども、農業水産振興課からまとめて答弁させていただきます。

今回の台風12号による農業被害でございますが、10月3日7時現在でビニールハウスが573件、約3,000万円の被害となっております。稲、ホウレンソウの農作物で1,400ヘクタール余り、約1億600万円程度の被害でございます。委員お述べのように、被害を受けられた農家の方々、とりわけ宇陀市など県東部地域で、年末年始の大雪に加えて、今回被害を受けられた農家の方々には心よりお見舞いを申し上げたいと思えます。

まず対策でございますけれども、被害を補てんするための農業共済制度がございます。ビニールハウスや水稲の被害の程度に応じて共済金が支払われることになっております。今回、被害が集中しております曾爾村、御杖村、宇陀市のビニールハウス等の施設共済につきましても、9割を超える方々が加入されている状況でございます。お聞きしている話でございますと、11月上旬ごろ、約2,000万円余りの保険金が支払われるとのことでございます。こういう事態でございますので、農業共済組合に対して一日も早い支払いを求めてまいりたいと思っております。

2つ目といたしまして、農家を資金面で支援するための近代化資金等がございます。今回の被害を受けまして、県、JAならけん及び県農業信用基金協会が連携いたしまして、低利の資金を新たに準備したところでございますし、債務保証料の引き下げも実施したところでございます。このほか、県では現在、マーケティングコスト戦略に基づきまして、完熟ホウレンソウなどの大和野菜の振興を図っているところでございますけれども、被害を受けられた農家の方々が大和野菜の生産に取り組まれる際には、栽培指導であったり、

パイプハウスの導入支援をしてみたいと考えております。

このほか、経営再建に必要な追加の支援策については、被災された方々の立場に立って、ニーズを踏まえながら、スピード感を持って検討してみたいと考えております。以上でございます。

○加納雇用労政課長 諮第1号に係ります奈良労働会館の目的外使用についての異議申し立ての件でございます。

奈良労働会館を目的外使用として利用できる部分は、労働会館の本来の使用目的であります貸し会議室、あるいはしごとiセンターなどを除く部分と限られてきます。目的外使用の許可申請が今回のように競合した場合には、私どもといたしまして、労働会館目的外使用許可に係る審査要綱に基づきまして審査を行い、客観的に優先順位を判断させていただいております。今回、奈労連からの許可申請については、競合する他の団体の方が目的外使用許可に係る順位が高かったために不許可となりました。客観的な判断の結果として、奈労連に対しては不許可となったものでございます。処分の内容としては、妥当であると考えております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきました。

再生可能エネルギーにつきましては、今年度中に基本的な考え方を示されるとのことでございますので、ぜひ、今回の台風12号で奈良県南部地域の被害が広がったことで、今、林業も非常に厳しい状況でございます。当然、林業の復興も進めていただきたいと思いますが、それとあわせて、再生可能エネルギーの可能性というのは奈良県南部地域に大いに広がっていると認識しておりますので、ぜひその点についても、基本的な考え方を示される中で取り入れていただきたいと要望しておきます。

高田サティの跡地の問題につきましては、先ほど産業・雇用振興部長からもご答弁をいただきまして、そして、必要があればまた支援していきたいとお話ございました。今、大和高田市では本当に、サティの跡地をどのように、市民の方が憩える場所も含めて、商都高田としての復興をどのように図っていこうかと考えているところでございます。ここに隣接しております片塩商店街は、先ほども言いましたけれども、県の支援の中で、唯一といいますか、商店街が非常に疲弊している中で何とか頑張っているところでございますので、あわせてご支援の方をよろしくお願いいたします。

農林部についてでございます。こちらも、先ほど、大和野菜にあわせて、新たにこの事業を始める方々にまた支援も検討したいとお話ございました。きのう、黒滝村の1軒、

全壊があった家屋につきまして、何とか支援できないかというお話しをさせていただきましたら、県単独で支援検討したいということで、きょうの奈良新聞にも早速記事を書いていただきまして、私も朝から黒滝村にお電話させていただきました。本当に私も長い時代市議会議員をやっておりましたけれども、県がこのように支援を検討することがどれだけ市町村にとって励みになるか。このことを本当に皆さんにご理解いただきたいと思います。今回、雪が降って、もう農業をやめようかと思ったと。そのときに、村として支援をして何とか立ち直った方々が、今度はまた台風でつぶれてしまうと。本当に今、現地の皆さんは、もうこのまま農業を続けられるかどうかという思いに立っていらっしゃると思います。そこで、県としての姿勢を示していただくことが、奈良県の農業を発展させていくことにつながると思いますので、ぜひ県としての支援、進めていただきたいと思います。

そして、最後になりましたけれども、諮第1号についてでございますけれども、私も県議会議員になって、こういう状態があることをはじめて知りました。先ほども、客観的な審査の中でこういう判断が出たということでございますけれども、この審査とは、オープンな場所で審査をされているのかどうか。その手続が一体どのような形でされているのかについてお伺いをしたいと思います。

○加納雇用労政課長 審査のあり方ですけれども、審査については、行政財産の目的外使用は、知事でやっているわけですけれども、その中で、先ほど申しましたように、目的外使用で利用できるスペースが限られております。そうした場合に、できるだけ客観的に公平でいけるようにという形で審査要綱を設けています。審査の項目といたしましては、申請者の種別、例えば、今回であれば労働組合となります。それから事業活動としてどのような目的、内容、あるいは組織の状況、それから構成員となり得る資格の方とか、そういった点で判断をさせていただいております。それで、今回については奈労連、連合奈良とも、労働組合、その目的などについては差異はないという状況でございます。しかし、その構成員及び構成員が従事されております産業について、連合奈良の方が奈労連に比べて構成員が約5倍で、それから、構成員が従事する産業において2.5倍ほどの差がある状況で、私どもとしては、連合奈良が幅広い産業分野の労働者に構成されているという判断をいたしまして、今回については連合奈良に決めたという形でございます。

○太田委員 先ほどご答弁の中で、そこに参加されている団体の数ですか。5倍とかいう数、示されましたけれども、客観的な審査とは、それが理由だということですか。

○加納雇用労政課長 先ほど申しました構成員、あるいは産業については、それぞれの団

体から聞き取り調査をさせていただいております。それに基づいて、どちらが影響が大きいのかという形で判断したところでございます。

○太田委員 しかし、この連合奈良も奈労連も、2つの団体は県として、労働団体のローカルセンターとして、お認めになられているのですよね。

○加納雇用労政課長 委員のおっしゃるとおり、奈労連、あるいは連合奈良とも、同じくローカルナショナルセンターに認めています。ただ、その中で同じナショナルセンターであることについては、先ほど申しましたように、審査要綱の中での申請者の種別、あるいは事業活動の目的といったところでは同一であると判断しております。あとは、構成員あるいは産業分野とか、そういった点で判断したところでございます。

○太田委員 この件につきましては過去に裁判が行われておりまして、その中で、使用許可申請がされているにもかかわらず、その是正措置を怠ったまま、一方は許可しないという事態が年々繰り返されることがあれば、これは裁量の範囲を逸脱した違法なものと評価すべき余地が生ずると、このように裁判所からも出ております。これが平成12年の出来事でありますので、それからもう10年以上、この状態が続いておりますけれども、私もこれは違法な状態が続いていると思いますけれども、その点についてのご認識はいかがでしょうか。

○加納雇用労政課長 今おっしゃいました裁判のことですけれども、裁判の判決を受けまして、その当時にはまだ審査要綱などがなかったようでございます。それで、できるだけ客観的にやるようにという判決が出た関係上、私どもとしては、先ほど申しました労働会館目的外使用許可に係る審査要綱を作成したところでございます。これについて、今申しましたような形で客観的に判断している状況でございます。

○太田委員 客観的な判断と言いますけれども、この異議申し立ての中でも、いつどこで、どういう基準で決めたのかも、申し立てた側には明確な、納得ができるような説明がされていない。長年にわたってこういう状態が続いていて、これを是正するような方向をしつかりと探っていくべきだと思うのですけれども、県としては、この異議申し立てについて杓子定規に判断をしていると言わざるを得ないと考えております。諮第1号につきましては、却下すべきでないという意見を申し上げておきます。以上です。

○安井委員長 ほかにございませんか。

○荻田委員 数点質問させていただきたいと思います。

まず農林部の方々、あるいはまたこの所管の方々も含めて、台風12号災害によりま

すいろいろなボランティア活動を通じたり、被災地支援のために頑張ってくださいと、感謝申し上げます。

まず、第1点目でございます。

農林部にお尋ねをいたしますけれども、ことしの米の作柄状況は、どのような形であったのか。状況のご説明をいただきたい。

それから、特に主要農作物の一番上位でございます米、一昨年では年間110億円、続いて柿の50億円、そしてお茶、イチゴ、あとは軟弱野菜等となっているようでございますが、こういった状況を踏まえて、今、県として一番力を入れている農作物の振興についてお尋ねをいたします。

それからもう1点は、現在も耕作放棄地が奈良県内に3,595ヘクタールあるようでございます。この放棄地対策についてどういった施策を講じられているのか、その辺お聞かせください。

それから、林業でございますが、台風12号によります被害状況を見てみますと、特に土砂ダムが奈良県内に4カ所にできています。その要因はほとんど、山林崩壊によるものでございます。たまたま未曾有の豪雨によります影響が大なるところがあると思いますが、その要因として、特に山林崩壊したところは、山林の保全がどういう形で、どういう山林の様子になっていたのかをお聞かせください。特に、その結果、今までのような形の山ではなくなってしまった。山林によって、雨が降れば保水力を保ち、そしてかんがい用水として流れていた、そういったそれぞれの水が一気に、保水力が保たれてはいないのではないかという感じがするわけでございますが、どのような状況なのか。

それから、風屋ダムの湖面を見てみますと、随分流木が堆積をしています。これは、山林の間伐をしたときに、そのままの状態ではうっている状況が見受けられるのではないかと。それが一気に、風屋ダム周辺に流木として堆積をしたのではないかと。そしてまた橋の下に、どっと押し寄せて、かえってそれがせきとめる役目を果たしたのではないかと。こういったことも含めて、林業関係者に対して今日までどのような働きかけや、あるいは林業をなりわいとする方々がどんな思いで今日までこういった対応をされてきたのか。

もう1点は、何といたっても県の林産でございます吉野杉や、あるいはまたヒノキなどの搬出する経費がだんだんと高くなって、そして市場に出しますと、しない方がましだという状況が続いていたと思います。こういったところで、県として林業に対してどういった助成や、あるいは施策を講じられてきたのかと。この点、まずお聞かせください。

○植田農業水産振興課長 まず、ことしの主要農作物の作況とそれの振興対策についてのお尋ねでございます。

幾つかございます。ちょっと細かくなりますので、お許しをいただきたいと思えます。

まず水稲でございますけれども、8月15日の生育状況が国から発表されました。平年並みでございます。台風12号で、東部山間で約1,300ヘクタール近くの稲が収穫直前に倒伏いたしました。天候に恵まれまして、その後、直ちに稲刈りが進みましましたこともあって、大きな被害がないものと判断をなされております。そういうことで、ほぼ平年並みで今のところ推移しているところでございます。

続きまして、柿でございます。柿につきましては、昨年、ご承知のように、遅霜等で極めて果実のつきが悪く、その反動で、ことしはなり年となっております。東日本大震災の影響で、ほかの青果物と同様、消費の落ち込みが懸念されていたわけでございますけれども、7月上旬からのハウス柿については、産地で危機感を持って、首都圏や山形県での販売促進活動、また販売形態の工夫がなされまして、ほぼ平年並みの単価で販売がなされたところでございます。現在、本県主力の露地の刀根早生の出荷がされておりますけれども、柿と競合いたしますナシが東北大震災の影響がございまして、その反動といえますか、おかげさまで顕著な販売が続いているところでございます。最終的には平年並みの出荷量が見込まれると判断しております。

続きまして、茶でございます。ことしの一番茶でございますけれども、冬の寒さ、また生育期の低温で、前年対比94.4%となりました。しかしながら、品質は良好で、価格は前年並み、二番茶につきましては、これも東日本大震災の影響で消費が心配されましたが、西日本産のお茶の需要が高まり、前年対比169%という販売金額で終了したところでございます。平成16年と比べますと、まだ価格が安うございますけれども、ブランド化生産振興で対応してまいりたいと考えております。

続きまして、イチゴでございます。イチゴにつきましては、今年度、年内の出荷量が少なかったこともございまして、年明け、前年よりキログラム当たり100円以上高く販売されたという状況でございました。しかし、イチゴにつきましては、3月11日の東日本大震災の影響からその後価格が、低迷いたしました。セーフティーネットでございます野菜価格安定対策事業制度を発動いたしまして、約2,000万円あたりの補てんを行ったところでございます。

続きまして、野菜全般でございます。昨年は、8月から厳しい暑さと干ばつによりまし

て生育が悪うございまして、高値販売されたわけでございます。ことしは、8月前半までの高温干ばつの影響から高値で参っておりましたが、台風6号以降、適度な雨と気温も落ちつきまして、比較的安い価格で推移したと。ただ、台風12号以降、また高値で推移しているという状況でございます。

以上で主な農産物の作況を終わりたいと思います。これに伴いまして、これらの農業振興でございますけれども、本県農業、総じて小規模な農家が多いことから、県としては一つ一つ丁寧にブランド化を図りまして、小さくとも元気な農業経営が行われることを目指しているところでございます。

○川合地域農政課長 続きまして、委員からお話のございました耕作放棄地の対策についてお答えをさせていただきます。

先ほどお話もございましたように、奈良県内では現在、3,595ヘクタールの耕作放棄地があるという結果が出ております。これは、5年に1度行われております農林業センサスにおける結果でございます。平成22年時点で今申し上げました数字になっているわけでございますけれども、5年前の調査と比べますと確かに40ヘクタールの増加ということで、増加率にしますと1.1%増えているわけでございます。ただ、全国的な傾向からしますと、全国の伸び率、あるいは近畿の伸び率に比べますと、比較的伸び率は鈍化傾向にあると考えているところでございます。

そういう中で、耕作放棄地対策についての県としての取り組みでありますけれども、まずは、基本的には農業の担い手を育成し、また確保する中で、全体として農地を有効に活用していける、そういう農業振興を図っているということがあるわけでございますけれども、具体的にさらに耕作放棄という部分に視点を向けますと、大きく2つの視点から対策を講じているところでございます。

1つは、そもそも耕作放棄地を発生させない、防止する観点でございまして、具体的に申し上げますと、例えば農地・水・環境保全向上対策、県内で現在、約3,500ヘクタールの取り組みがございまして。それから中山間地域等直接支払いの交付金についても県内で約2,700ヘクタールほどの取り組みがございましてけれども、地域、あるいは集落の方々が協働で地域の農地とか、あるいは農業施設をしっかりと保全していく活動をしていただいています。こういうことを通じて、耕作放棄の未然防止に役立てていただいているという部分がございまして。

それからもう一つの観点といたしましては、残念ながら耕作放棄が発生してしまった農

地について、これを再生していく観点の対策でございます。具体的に申し上げますと、例えば耕作放棄地再生利用対策でありますとか、あるいは農業振興公社が行う農地リフレッシュ事業、こういったものを活用して耕作放棄地の再生をして、さらに作付に進んでいけるような対策を進めているところでございます。こういう一連の施策、対策の結果として、地域においては、例えば休耕田を活用して芋などの作付などが行われて、これをイベントに活用して地域おこしにつながっているとか、あるいは景観作物を地域の方が共同で植えつけることによって、地域としての景観保全に役立ったり、そういう効果が出ていると思います。また、建設業の方が一部、放棄地にゴボウなどを作付けたりという取り組みも出ているところでございます。県といたしましては、こういう対策を引き続き、総合的に実施しながら、耕作放棄の未然防止、あるいは再生解消に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○田中森林整備課長 山林崩壊について、山の保水力が保たれていないのではないかと。それから、土砂ダムを形成したような大きな崩壊地がどういふ山林の様子になっていたのかというお話ですが、一般的に森林が有しています公益的機能として水源涵養機能が広く知られております。森林によって、ピーク時の水量を減少させたり、ピークの発生時間をおくらせたりすることが実証されているところでございます。一方、長時間豪雨が降り続いたときには、森林の土壌中の水分が飽和状態になって、顕著な保水効果は期待できなくなるとも言われております。また、手入れのおくれた人工林の場合、光が当たらずに、下草や低木が生えずに、表土が流出しやすくなるということで、土壌中に雨水が浸透できなくなり、保水能力が低下するということも言われております。

今回の林地崩壊は、従来からよく見られた表層崩壊にとどまらず、大規模な深層崩壊が発生したと考えております。この深層崩壊は、長時間にわたる集中豪雨等に起因しまして、森林の根よりさらに深い岩盤から斜面ごと、流木ごとずり落ちたものと考えております。根こそぎの崩壊であると考えられまして、これまでの見地では、その発生原因などにつきましては未解明な部分が多くございます。

今回の林地崩壊箇所の状況についてでございますが、航空写真の映像及び森林のデータにより解析や、過去の造林事業等の施業履歴データなどを確認いたしました。それによりまして、これら大崩壊地の森林は、広葉樹を中心とした天然林であった場合、あるいは間伐などの施業履歴がなかったような針葉樹の人工林の場合、あるいはもう高齢級、高い林齢になっていて、間伐などの特段の施業を必要としないような人工林など、さまざま

でありました。

あと、間伐材が悪さをしているかどうかということにつきましては、流木の発生原因調査等もしまして、今後考えていきたいとも思っております。県としましては、深層崩壊のメカニズムの解明に加えて、森林の整備が山地災害の防止にどのように寄与できるのかということにつきまして、国や（仮称）紀伊半島3県復旧復興会議ですが、このテーマとして検討していただけるように要望していきたいと考えております。以上でございます。

○荻田委員 風屋ダムの流木、あれはどのような感じですか。

○富岡農林部長 風屋ダムの話ですが、流木が大量に発生して、いわゆる切り捨て間伐が流れて、いろいろなところに被害が発生していないかどうか。これについては、我々問題認識を持っておりまして、今回、補正予算で追加で2,050万円の調査費をお願いしておりまして、要は間伐をしている山で、適切に間伐がされているのかどうか。間伐の今後のあり方もいま一度検証した上で、今後の森林整備で、財産が失われているということに着目すれば、原因解明をしておかないといけませんので、そういう意味で今回、調査をお願いしているところでございます。

先ほどの、今回の森林崩壊の話についてですが、表層崩壊と深層崩壊という複雑なメカニズムが発生していますので、そういうことも含めて、根底に今後の森林整備のあり方があるかどうか。あわせて当然、間伐のあり方がどうか。儲からない、儲かる林業というお話がありましたので、手入れができないということは、やはり経済的に回って行ってないのではないかということが過去に指摘されていますので、去年からの条例制定をさせていただいて、コスト削減を図るような、急峻な奈良県の地形に合致した崩れにくい作業道についても今、試みを今していますので、そういうのも総合的に考えながら、今後の奈良県林業のあり方を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○荻田委員 ご答弁いただいた中で、まず林についてですけれども、今現在森林環境税、森林基金で対応していただいて、荒廃した山林の整備、森林組合を通じたり、いろいろな市町村でおやりをいただいています。このことは、森林涵養の面から見たら、県東部地域で見ても、非常にいい結果が出てきているように思います。森林環境税の基金積み立てをして、そして、それぞれの地域で活用していただきながらやっているのですけれども、奈良県としては、3分の2が山林であるという現実を踏まえて、もっと林に対して熱い思いを持っていただくことが、これからの奈良県づくりに欠かせない施策の一つだと思っております。

そこで、副知事、森林環境税をより一層蓄えていく施策というか、方法は何かないのか。あるいは、今申し上げたことについて、南部地域がこれから振興をしていくためには、林も欠かせない一つの問題点。それについてどう思われるのかお答えください。

それからもう1点は、林道整備をどんどんやっていただいています。このことによって、木材の搬出、原木の搬出は進んでいるように思うのですけれども、余りにも広大な地域でございますし、今度の補正予算の中でも、ヘリコプターを使って搬出をしようとか、いろいろなことをお考えいただいています。これは非常にありがたいことだと思います。だから、平生から、奈良県の主要産業の一つである林業はもっともっと県が大きくかかわっていただいて、林業に対する熱い思いをより一層持つていただくことが必要ではないかと思うのです。今までしっかりやっていただいていると思いますけれども、まだまだ道半ばだと思っています。その辺についてもお聞かせください。

それから、今、農作物の話をしたのは、1つは、柿やお茶はJAの方で一生懸命頑張っていると思います。そういった中で宣伝や、消費活動を農家のためにおやりをいただいていると。非常に結構なことだと思います。しかしながら、本当に私どもが知り得る農家、1町足らずの農家、それより以下の兼業農家、こういった方々に目を当てる必要があるか。このように思っています。それは、例えば米でございますけれども、米はJAに頼らずに戸別で今、自由に相対で農家から直接消費者に行っている部分が多いように思います。

この間、石川県の羽咋市役所の高野さんという、今、神子原で一生懸命取り組んでいただいている方でございますけれども、農のお仕事を役所としてやっていただいている方々は、農家のために果たして頑張っているのだろうか。そして、人の役に立つから役人だと、こういう発想を持っておられます。特にあの地域は限界集落、高齢化率も54%だとお聞きをしています。棚田や、特に米の話になるのですが、おいしい米、質のよいものは高く売ろうではないかということで、JA抜きで米売りを、市役所が一生懸命になっておやりをいただいています。特に、高野さんというのは非常に先見性というのか、発信力の強い人だという思いをしたのは、ローマ法王にこの神子原のお米を食べていただくということで手紙を出された。そして、法王から、改めてこの米をいただきたいと。食べさせていただきたい。その地名もよかったと思うのです。神さんの神に子どもの子に野原の原と。神子原というのは何か神仏、あるいは宗教に造詣の深いご縁をいただいているものという親近感を持たれたのだらうと思いますが、そういった中でご努力をいただいて、宣伝

といった失礼に当たりますけれども、このような方にもお食べをいただいて、非常においしかったと言われましたという形でどんどん消費拡大をされて、JAを通して出す米よりも2倍、3倍という形で農業者に還元をされている。宣伝マンというのは本来はこうあるべきで、もちろん役所の一つのスタンスのあり方だろうと思います。このことについてどう思いなのか。農業水産振興課長、お答えをください。

それから、今、農業の耕作放棄地の話が出ましたが、3,595ヘクタールあると。休耕田に対するいろいろな対策を講じていただいていることもありがたいことです。それから、私も6月議会の代表質問の中でも申し上げました。知事、これはエネルギーの代替として、太陽光電池、あるいは太陽光を一つ考えられたらどうですかという話もいたしました。知事は、それはひとつ検討をしていくべきだというお話でございましたけれども、その後、今の県庁の中でどんな議論を呼び起こしているのか。その辺についてもお答えをいただきたいと思います。

それから、林の方ですけれども、今、田中森林整備課長がおっしゃっていただいたわけですけれども、特に間伐材をそのままほうっておいて、それが一気に流れてきているという状況が多いのではないかという話も現地からお聞かせをいただいています。こういったことについて先ほど農林部長からご答弁をいただきましたけれども、この辺は点検作業をしっかりしていただいて、そして対応方をぜひともお願い申し上げたいと思いますし、それから、今度の補正予算の中で、くらし創造部では1,000万円を、県産材の安定供給を図っていくために調査研究をしたいという旨で予算化をされています。もちろん去年の平城遷都1300年祭事業の中で平城京内の築地塀をつくるときに、板さくで皆やったのですが、ああいうものでも、こういう形にしようというときに、県産材をきっちりと使える形で、どうあっても、県の森林組合ですか、あるいは木材連合会ですか、私はわからないのですが、そういったところに発注をして、使うと。需要と供給のバランスを1つでも2つでも広めていくことが大切だと思います。先日も土木部の中で、仮設住宅を木造で建てるのだというお話も聞かせていただいた。まことにそれは、プレハブよりも時間はかかるかもわかりませんが、温かみのある建物になるのではないか。今後はそういった形で、より一層、オール県庁力でもってこういった林業に対する思い、農業に対する思いは、自分がその立場になって物事を考え、行動をしていくことが大切だろうと思います。その辺についてもひとつ、改めてお聞かせをください。

それから、耕作放棄地の中で、県庁から発信をすることも大事だと思うのです。1つは

今、向こうではタラの芽とか、あるいはまた、今のこの健康食品づくりとか、いろいろなものを全国で展開されています。ウドとかタラの芽とか、地場産業の研究をしたり、そういったことにも特化して新しいものづくりを県庁力として発揮をしてほしい。農業総合センター、あるいは森林技術センターや、そういったものもせつかくあるわけでございますし、それがための研究員が大勢おいでになるのですから、そういったものを広めていくことがより一層大切かと思えます。その辺でひとつお答えください。

○奥田副知事 林業振興のことについてご指摘をいただいて、私からは、基本的な考え方ということで整理をしたいと思えますが、萩田委員のおっしゃる林業振興が奈良県の基幹産業の振興だということでございます。それはもう全く同感でございます。製造業が本当に成熟した時代を迎えて、食糧自給率の問題で日本の農業が本当に変わらなければならないような状況の中にあって、農林業というのは、これからの本当の日本の産業に脱皮をすることになっていくと思えます。それはまた、林業のいろいろな振興につきましては、それぞれ奈良県でいろいろなことを考えておりますけれども、今回は森林を環境保全林とそれから木材生産林ということで分離をして、そして、それぞれの振興を図っていこうということで、それには川上から川下までの流通機能をどういうふうに持たせていくかが本当に大事なことでございます。奈良県の林業は、民間で成功した企業との連携がちょっとおこなっている県であると思っている、これは私の主観でありますけれども。こういったことを含めて、民間との連携協力ということで、山から木を出して、そして住宅に結びつけていくと。そしてまたほかのものに結びつけていくという一つのサイクルをつくっていく。そういう奈良モデルをつくっていくことが大事ではないかと思っております。

今回、被災をされた十津川村で一つ、木材生産工場をつくって、村有林を中心に伐採をして、その木材を使用、流通化していこうという取り組みが行われようとしていますが、たまたま今、被災をされて、ちょっと計画が少し先に行くことになろうかと思えますけれども、こういうものをいろいろと支援をすることによって、木材の流通ルートをつくっていくことが非常に大事なことであろうかと思えます。奈良県でもいろいろな振興策をつくっているわけではありますけれども、これはもう県がいろいろな啓発やいろいろな情報提供を行っていくことに変わりはありませんけれども、何と言っても企業、それから森林組合、そういった林業にかかわる方々がそれぞれのビジョンを持ってやっていただかないと、これは前向いて進みませんので、この辺のところをしっかりと奈良県でリードをして、そして提案をして、情報提供して、振興していきたいと思っております。本当に林業振興は、

奈良県の基幹産業の振興という意味では、私もそう思っております。

○植田農業水産振興課長 神子原の高野さんの事例をもとに農産物のブランド化に対するお尋ねでございました。

その前にJAのお米の話がございましたけれども、現在、JAでは奈良県の生産量の約18%の米を扱っておられます。残りのお米につきましては、農家の方々の自己消費と縁故米、あわせて直売所等での地産地消に回っているのかと考えております。また、去年はJAのお米の販売価格、仮渡金60キログラム1万500円でしたですけれども、本年は1万2000円に値上げをされたところでございます。

ブランドに関してでございますけれども、本県農業を活性化いたしまして、農業経営の向上を図るためには、生産面だけでなく、県産農産物の需要拡大、販路開拓が非常に重要であると認識しておりまして、先ほど話が途中になりましたが、マーケティングコスト戦略に基づいて農業振興施策を着実に展開してまいりたいと考えております。

委員から、人の役に立つから役人というお話がございました。農に対する熱い思いを持ちまして、農家の役に立つ公務員になりたいと思っておりますので、またご指導のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○富岡農林部長 耕作放棄地にかかわって、太陽光発電等の活用がどうかというお話でございました。県におきましては、新しいエネルギー政策の推進を図っていこうということで、今、全庁挙げて取り組みを開始しております。この中で、再生エネルギー利用検討会議を新たに庁内でプロジェクトチームを設置いたしまして、農林部も参画をして研究をしていきたいと考えております。その過程の中で、知事が先般、議会で答弁させていただきましたけれども、ため池を活用したり、あるいは、今おっしゃった耕作放棄地を活用したりということで、新しい可能性が見つけられないのかどうか、研究をしているところでございまして、年度内のスケジュール観でもって、いい芽が出るように頑張っていきたいと思っております。

それから、総括的に農業、林業のお話をいただきました。我々、農林業の業務に携わっておりますけれども、農業、林業はそれぞれ、非常に長期的に厳しい状況が続いているという現実にもやはり目を当てないといけません。そんな中で、林業は今回、大変な災害を受けられたということで、現場の方は困っているという、そういう立場に立って、そうは言いながらも、生産活動の充実、農業総合センターの新しい開発、林業技術センターでも新たな開発をしていくと。あわせて、つくったものの販売戦略を持って売っていくことが

非常に大事ですので、そこは行政が大きく前へ出て、販売プロモーション活動をやりたいと思っておりますので、荻田委員がおっしゃるように、そのつくったものを確実に消費者に届けられるように、例えば量販店で登録をしていただいて、地産地消の動きにつながるのか、関東市場に売っていくとか、そういう地道な努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○荻田委員 しっかり頑張っていたいただきたいという思いと、せっかく旧耳成高校跡地へ向けて、またJAがショップをつくって、そこで農作物を売るという計画もございますけれども、ぜひひとつ農家の方々が消費拡大、あるいはまた需要と供給のバランスを、新鮮な野菜を、農作物を届ける意味で、しっかりとこの下支えを県としても発揮をしていただきたいと思うところでございます。

それから、最後ですけれども、先般の代表質問をしたときに、JAに対するお話をしました。農林部長から答弁をいただいた中に、営農指導員が60何人いてどうだとか、いろいろなお話も聞かせていただいた。しかし、JAは、農家のためにあらずと思っているのです。失礼な話だけれども、JAは、金融と共済でいいのではないかとと思っているのです。農家側からいわせたら、本来やっていただきたいのは営農指導と購買です。それに力を注いでいただきたいのです。私どもも農家の組合員でございますけれども、奈良市農協が県一になったときに、あるいは月瀬農協もそうです。何十億円というお金を県一になるために拠出をしたのです。しかしながら、旧奈良市農協や月瀬農協はどうなっているのですか。どんどんと支店を廃止したのではないですか。そして出張所も廃止をする。なおかつガソリンスタンドも廃止をする。もう負の財産は皆つぶしていくやり方ではないですか。このことについて、監査をする立場の県として、もう一度答弁してください。ひとつよろしく。

○富岡農林部長 先般、荻田委員からご質問をいただいて、ご答弁させていただきましたけれども、振り返って、今、JAは合併後12年たちました。その当時の状況を振り返ると、一部、単一農協の中で厳しい経営状況にあつて、組合数も少ないということで、本来の営農活動ができないような単組があつたというのも事実でありました。そういうことを踏まえて、全国初めての県一農協という決断をされて、これまで12年間、経営の合理化という面で軸足を一步入れてやってきたと。もう10年たちましたので、経営合理化の成果が、本来のJAの役割であります、今、委員のおっしゃるように、営農活動、購買事業、この経済事業に力を注いでいただきたいというのは県も同じ思いでございます。昨年からはJAの部長、課長や、県の課長以上も交えて、2回ほど定期的に実務的な打ち合わせ会議

をさせていただいて、農家への本当ににきめ細かい施策の充実に向けた勉強会を始めております。そういう意味で、現実には今のJA離れとおっしゃっている、米なら18%ぐらいにも落ちていますので、県として、多チャンネルという、いわゆる耳成直売所も含めまして、あるいは量販店という、そういう多チャンネルの中での一つの一翼のJAという位置づけも再確認をしながら、JAの指導は重要だと思っていますので、要は農家の人が将来展望を持って農業経営ができるようにということ、そこが基本スタンスだと思っていますので、農協も含めて、いろいろな取り組みを充実強化していきたいと思っています。その一部としてのJA指導を充実したいと思っています。以上でございます。

○荻田委員 今、奈良市内でも月瀬もそうですけれど、私どもの奈良市南部のほとんどの支店はもう閉まりました。しかし、そのままにほうってあるのです。そうしたら、そこで非行に走るような形をとったり、窓をあけて入ったり、そういったこともあると。そういった状況の中で、本来のJA離れはだれが起こしているのか。私は、JAならけんだと思っているのです。物の考え方は、柿とお茶とそういったものでしっかり支えてたら、それでいいと。あとはもうほうつといたらいいというようなやり方だと思います。いつの時代もそうです。今のJAの職員、若い子なんぞは本当に気の毒だと思うのです。家の光は何冊とりなさい、ああ、何々しなさいと。いざ給料をいただこうと思ったら、かなり減額されていただかねばならない。だから、若い子がどんどんやめていくという状況にまでなっているのです。そういう意味では、この際にもう一度原点に戻るべきだと思っています。そのことを篤と、農業協同組合法に基づいて、しっかり頑張っておられるのかという本旨を、営農指導、購買にもっと力を入れるべきではないかということをお願いをしまして、またぜひひとつそういった指導方をお願いをするということで、質問を終わります。

○和田委員 私も数点ございまして、お尋ねをしたり、あるいは要望という形で出させていたきたいと思います。

まず第1点目でございますが、このたびの災害の復旧復興対策、これについては本当に積極的に理事者側におかれては、全力を挙げての取り組みをしていただいております。その真剣さ、ご苦労は大変感じております。我々としても、大変喜ばしく感謝を申し上げたいと思うのですが、その予算の計上につきましては、9月13日に専決処分で69億円、そして9月22日には11億1,889万円、10月3日には、72億円ということで、およそ153億円の災害復旧復興の予算が投入されることになりました。そして、逐一私どもから、これはどうなっているのか、このような対策は大丈夫かとお聞きし、そして皆

さん方からご説明をいただきました。私もずっと予算審査特別委員会に参加をしていますが、このことについて心配は要らないか。このような対策を打つ必要があるのではないかと感じることに、必要な事、それを申し上げたならば、このような対策をやっております、予算をつけております、事業をやりますと、こういう形で返ってくるのだけれども、復旧復興のその暁の吉野地区の姿、全体像はいったいどうなのかということがなかなか見えてこないのです。

それで、副知事に、ご協力、あるいはお願いをしたいのですが、知事も答弁をされました。前のとき以上のすばらしい地域づくりをいたしますと、このように知事は答弁をしているわけです。私は、今取り組んでいる姿が、これが復旧復興の暁にはどのような形で生まれ変わってくるのか。百数十億円費やした結果としての姿、それをひとつ示していただきたいと思うのです。それは示し方は色々あると思いますから、工夫してください。市町村ごとに仮設住宅はこのように建てました、道路はこのようにつくりました、緊急避難場所はこのようにつくりましたと、対策はいろいろあると思うのです。それでまた、森林関係は、この地域にはこのように投下をいたします。あなた方は皆、森林の崩壊状況を見ながら試算されたわけだから。ここはこのように投じます、このように変わります。ここはもう崩れたままで置いておきますとか、いろいろあると思うのです。深層崩壊をしているところなどは、木を植えることができませんから。だから、どこがどのように復旧していくのか。少し先の見えるビジョンというものを、ある時期来ましたら示していただきたいと、このように思うのです。これは知事、副知事の指導のもとでそういうものの作成をし、みんなでもう一度、でき上がりの状況、こんなものでいいのかどうかと、検討をさせていただく機会があれば大変ありがたいと思うのです。これは委員長にもあわせて、私は委員会としてそのような要望を出すことに無理があるのかどうか、検討していただく場をつくっていただき、そして副知事、今、所感を述べていただくかも知れませんが、あればよしあし、ひとつその点、調整を図っていただきたいと。副知事には、そういうことで要望をいたしておきたいと、このように思います。

次に、2点目のことについて、林業対策です。私は林業対策、農業対策について、きょうはもう全然言わないつもりでございました。しかし、萩田委員が、すばらしいこと、重要なこととおっしゃっておられますので、私も非常に気にかかることだけ、林業について2点だけ申し上げておきたい。

それは、木材製材業者がおりますが、そこに木の需要供給がきちんと届いているのか。

つまり、木材製材業者には木がなかったら商売もできませんから、そういう意味で、需給関係に問題が起きていないのかどうか。それを危惧しておりますので、それだけお答えをいただきたい。

それから、流木の関係です。この流木をそのまま、だめだと言って、全部が全部だめならば仕方がないけれども、再利用可能な流木がないのかどうか。あればあったで、これを何らかの形で活用していかなければだめだと。捨てればごみだし、そのごみはまた燃やさなければならぬと。こんなことになったり、埋め立てすることになってしまいますから、また金がかかると。そんな意味で、再利用の可能性はあるのかないのか。このことをお示しいただきたいと思います。詳しいことは通告もしていないし、これ以上のいろいろな思ったことについて申し上げると混乱しますので、とりあえず林業についてはその点です。

次に、農業の関係について。農業については、耕作放棄地が3,595ヘクタール、これを何とかよみがえらせたいと。全部が全部が今すぐは不可能なのは当然な話だけれども、よみがえらせたい。こういうことから、理事者側としては、3点ほど対策について指摘されました。農業者の担い手を育成する。それから、放棄地を発生させないような対策を行う。それから、さらに制度をつくっているわけだから、それをどんどん活用をしていただく。例えば農地リフレッシュ事業ですね。耕作放棄地利用対策、何かあるのですね。そういうものを活用してやっていく。さらに言えば、景観作物をつくってもらうだとか、いろいろな話が出ました。しかし、今、放棄されているところは、はっきり言って、農家収入がないから、もうやめますと。こういう実態がかなり多いのでしょうか。もうこの農家収入をどうふやすかという話は何にも出てこなかった。現に政府がいろいろな評価をされている向きはありますが、農家戸別補償というものがされてきているわけです。これについても評価はいろいろあるけれども、農家収入をふやす手段も、プラスすること、これは難しいこと、大切なことですがね。しかし、農家収入がふえれば、ちょっと作物つくろうか。ちょっと市場へ出そうかとなるのではないですか。この農家収入をどう引き上げるかということがなかった。これについての考え方がおありなのかどうか。示していただきたいと思います。

これは農林関係でございますが、それから離れまして、今度は再生可能エネルギーのことで申し上げたい。質問したいと思います。

再生可能エネルギーの問題ですが、先日、知事は脱原発のことに触れまして、中長期にわたって原発はできるだけなくなっていく方がいいのではないかと、このような感想を漏

らされました。事実、感想どころか、国はこの福島第一原子力発電所事故を機に、世界的な方法、エネルギーの確保の仕方についての方針転換を、はっきりやっております。2010年6月にはエネルギー基本計画というものが国で立てられました。これは、原子力発電を柱とするエネルギーの確保です、特に発電量の確保。これが主となつてのエネルギー政策。ところが、2012年7月1日に施行する再生可能エネルギー法がこの間、通過したということで、これは明らかに脱原発でいこうという方向で進みました。大きな方針の大転換です。一方、奈良県の状況を見ますと、ここは関西電力の地域でございますから、発電の電気の供給は関西電力から受けております。その関西電力の発電量の総量に占める原発の発電量は48%ということです。実に50%だった。全国平均は30数%です。この奈良県も頼っている発電、電気、これのエネルギーの供給元の関西電力は、実に原発48%。そうすれば、本当に我々は原発に頼らない、そのようなエネルギー対策をどうするのかということが大変重要です。死活の問題です。ただでさえ、奈良県へ企業に来てくださいと言っているけれども、それは、奈良県にいたらエネルギーがきちんと確保されて、発電も来ます。あんな安心な奈良県はありません。企業は皆、集まりましょうというようなことまで言えるような安全・安心の生活、この暮らし、これを確保するために、電気の確保というものは重要だと思うのです。ですから、先ほど発電の確保の仕方、電気の確保の仕方については耕作放棄地やらため池の話も少し出ましたけれども、真剣にこの問題に取り組んでいただきたいと思うのです。

そこで、エネルギー政策について、あるいは電気の確保については、先ほど新エネルギー利用検討会議を発足させるようではすけれども、この検討会議、具体的に一つの方向づけがされて、諮問みたいな形でこの話を進めていくものなのか。それとも、庁内で知恵を絞って一つ方向を出していこうではないかとするのか。どちらの手法でやられるのか。方向づけによって、既存の中から積み上げていこうかという方法と、いや、頭からこうしようではないかとなってきたら、設備投資も含めて、風力発電だとか太陽光パネルだとか、皆、供給していかなければならないわけだから、予算がきちりと続いてくるという、勢いの仕方も違います。この辺で、検討会議はどのような形で進められようとするのか。

ここで申し上げたこと、1つは脱原発の方法で進むということでもいいということの再確認をさせていただきたいこと。それから2つ目には、今のような利用検討会議はどういう形で発足させて議論を進めていくのか。この2つについてお尋ねしたいです。

○奥田副知事 和田委員から、復旧復興後の最終的な姿を具体的に示してほしいというご

質問がございまして、これは我々も全く同様のことを考えておりまして、近く、復旧復興に関しましては、災害に強く、安全で住みやすく、元気な地域づくりを目標にして、災害に強い道路づくりとか森林づくり、林業、観光の再生やまちづくり、こういったものをどうやっていくかという復旧復興ビジョンを出す予定でございます。これにつきまして、また知事からあすの総括審査の中で明らかにされるとは思いますが、我々も、今、和田委員がおっしゃったように、例えば、今、提出をしております予算以外に、国から直轄で来るところのそういう事業もございます。また、市町村がおやりになる事業もございます。そういったことを含めて、最終的に、例えば今、山腹崩壊が起こっているこの五條市大塔町赤谷の地域はこういう姿になりますということについては当然、復旧復興に関するビジョンの中で明らかにしたいと思っております。

○富岡農林部長 大きく2点、ご質問をいただきまして、まず1点目が林業対策で、材が提供されているのかと。要は製材業者の方に供給されているのかと、多分桜井市などもございますので。当然その問題意識は持っております、いろいろなところで使うにしても材が出てこないという声も一部聞くのも事実でございますので、委員おっしゃるとおりだと思っておりました。県におきまして、先ほどもご答弁させていただいて、昨年から条例制定をして、大きく柱立てを2つにしまして、林業関係では材の安定供給と、それと利用の促進という2本の柱でもって施策を充実していきたいということで今年度から取り組みを開始をしているということでございまして、その安定供給の部門では、先ほども申し上げましたけれども、奈良県には急峻な地形がありまして、全国的に比べると、やや急峻であると。今まではヘリコプターで材を出していたのです。ところが、材の価格が下がって、ヘリコプターを使うとコストがかかって、もう赤字になると。そういうことを今までしてきたものですから、やはり全国的に他府県の事例を見ると、九州でも材が出ているところは作業道、いわゆる道をつくって、繰り返し間伐をして、林業機械で出してくる。こういう仕組みができかかっておりました。奈良県も今年度から新たに、奈良型作業道ということで、従来の作業道よりはもう少し規格の高いものをつくって、そこで林業機械を活用して、材を安定的に供給する。繰り返し間伐をして出していこうと。かなり長期的な、遠大な取り組みを開始したということでございます。一方で、そうはいうものの、材を出すためには需要側が使ってくれるという、担保とは言いませんけれども、確実に出せば売れると、材の生産をされる方は、50年、60年と生産に取り組んでこられていますので、その見きわめも大事でして、当然、去年から県産材の住宅の普及ということで、国のエコ

ポイント制度に加えて県で上乘せ措置をして、どんどん需要開拓を図っていこうと。こういう車の両輪で動かしていきたい。そんなふうに、今、考えておりました、それがうまく機能できるようにして、材の安定供給につなげていきたいと考えてございます。

それから、2点目が農業の関係で、耕作放棄地が発生している要因の根本は何かというお話で、もうからない、収入がない、少ないからと。当然担い手がそれをもって入らない、新規参入しないと。現実的なメカニズムがありますので、米の所得補償の話もありましたが、県としては、直接、去年からモデル的に所得補償制度が実施されていますけれども、これは戸別農家に直接所得を補償するという仕組みではありませんで、生産と販売の差額を補てんしようという制度で、所得を補てんするのはヨーロッパで既に始まってはいますけれども、厳しい条件のもとに、条件を付して所得補償はしていますけれども、日本の場合はそこまで踏み切っておりません。県としては、昨年から充実しているのがマーケティングコスト戦略ということで、奈良県で今まで、柿、お茶、大和野菜と、いろいろな取り組みを充実強化していこうと。そのときには、マーケティングで販売面でのプロモーション活動、販売の多チャンネル化といいますか、そういう取り組みをして、需要を開拓していこうと。もう一つは生産で、農業技術センターでの新しい品種改良をして、新たなものをつくっていく。あるいは生産コスト、労働費を下げるという意味で、例えば平群町とか葛城市新庄でやっていますキクは、一斉買い取り機械というのを、品種の改良とあわせて機械を導入する。それによって農家の方がコスト縮減できると。コストを下げて、そこで販売面での収益を上げてもらうと。そういうことが収益力のアップにつながる。結果として、農家の方がそれでもうけていただければという、そういう取り組みをしていました。今後ともそういう両輪で生産と販売プロモーションというのをうまく機能させて、これは林業も同じですけれども、農業面でもそういう力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 和田委員ご質問の流木の関係でございますが、先ほど補正予算でご説明をさせていただきました森林資源活用調査事業に、膨大な流木・流倒木が発生しております。これを森林環境資源の循環という観点からも、景観・環境局でこの処理、それから、需要の関係でマーケティングの調査等も行いまして、地域資源としてプラスに転じていきたいと考えております。それで地域活性化につなげていくシステム、仕組みをこの調査で行いたいと考えているところでございます。以上でございます。

○浪越産業・雇用振興部長 新たなエネルギー政策の話でございますが、知事も本会議で

ご答弁されたところでございますけれども、委員もご指摘のように、関西電力管内での原発のウエートは高うございます。少しそのウエート比を下げていく、そのための努力は絶対に必要だと。あわせて、下げていくための努力の一つとして、新たな自然エネルギーを中心に、多様なエネルギーの模索をしていくことを進める必要があるというお話をされました。また加えて、当然、このウエートの高い、もう一挙にこれだけの電力を賄えると電力源を即座に発見するとか確保するといったことは難しかろうから、そういった研究、検討もあわせて、それにあわせて、今のエネルギーでの需給のバランスを最適に保つといった方法も考えていくべきだというご答弁を知事はされたと思います。

そういった考え方に我々も基づきまして、先ほど申し上げた研究会の話でございますけれども、2層の形を考えております。1つはワーキンググループという形で、風力、地熱、それから小水力、太陽光、バイオマスといった4つのチームをつくります。これの中心になりますのは、当然、県のそれぞれの関係課でございます。複数の部局にまたがる課がそこに参画をいたします。あわせて、民間の方も導入をして、いろいろな技術的な部分での意見なりを聞いていこうという形でワーキングを進めたいと思っています。さらに、先ほど申し上げましたエネルギーの利活用の最適化を図るという観点から、エネルギーの高度の技術活用のワーキンググループというのをつくろうと思っています。これは、産業・雇用振興部が中心になりまして、例えばコジェネの話でありますとか燃料電池の話、蓄電池の話と、そういったものをあわせまして、今、スマートグリッドと言われているような形のを模索をしていく必要があるかと。これ、一方では必要だという判断をしております。このワーキンググループで、とにかくいろいろな知識なり資料なり数値なり、そういったことの研究を早めるということで、これをまず先に立ち上げをしております。続いて、言われたように、当然一定の方向性が必要になってまいりますので、いろいろな各ワーキンググループで出されたものを一定の方向性の形を見出していくという形で、これをエネルギー利活用研究会という形で立ち上げをしたいと。この中には当然、県庁の各課がございまして、民間の方からも、例えば関西電力でありますとか、そういったところも入れて議論をしていきたいと思っています。しっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○和田委員 再生可能エネルギーの確保について、今、48%という高い原子力発電の発電量ですから。具体的に原発にかかわっての資料などで示されるのでは、このままで検査やっしていこうとした場合、そのときに再稼働ができない、停止という状態に追い込まれる

とするならば、来年はすべてが停止するという大変なことになってしまうと。では、敦賀の原子力発電所が停止状態になるということになれば大変なことになります。そうすれば、直ちに少なくとも今の関西電力の依存を10%でも減らして、それを自力で、自然エネルギーで確保しようではないかと。今からでも準備しなければいけないだろうと思うのです。そのぐらいの勢いと気迫で、全庁挙げての取り組みを真剣にやる必要があるのではないかと。先ほど説明をいただいた話、ワーキンググループつくって、2つのラインでざっと積み重ねて議論していくという話だったけれども、最初から、例えば10%なら10%、5%かも知れませんが、目標の自然エネルギーを確保する。そういう形でまずは設定して、しっかりと取り組んでいくという形でやっていただきたいものだと思うのです。事は急ぐということです。そう理解をすべきではないかなと。このように思うのです。それはそれで見解はいただきたいと思います。

副知事から非常に、頑張りますとおっしゃっていただきました。本当に楽しみにしています。今後どのようにして、災害に強い、県土70%の山間地の生まれ変わる姿が見えてくるのか。そして、この山間地が奈良県の社会資源としての活用ということで、これは重荷になる、負担の負の資産だと思うのではなくて、反対に負の70%の山間地がもう奈良県の有効な資産として活用していけるという方向づけ、展望をこの際出していきたいと思うのです。そういう意味で、期待を持って、実現する姿をお示しいただこうと心から願ってやみません。ありがとうございます。

○浪越産業・雇用振興部長 委員のおっしゃるとおり、まさに急がなければいけない問題だという認識はしております。この検討会、ワーキンググループの議論を、進めていくこととなりますけれども、当然、その中で反映できるもの、予算化できるものについては、その段階ごとに予算化をしていくという形での取り組みにしたいと考えております。以上でございます。

○除委員 荻田委員、また和田委員の質問と関連するかもしれませんが、補正予算の中には流木発生要因調査ということで予算が計上されておりますが、私も現場に行きまして、猿谷ダムなんか、ほとんど表面が流木で覆われていたのを見ました。いろいろ間伐をされて、その間伐材を空から運ぶにはコストがかかる、またそういった道路が十分に整備されていないということで、今後、そういった道路も整備していくとおっしゃっておられました。少しわからないので教えてほしいのですが、間伐されるとどんなふうに、どれぐらい山に置かれているのか。多分流木がたくさん流れたらろうということをおっしゃって、こ

れから調査されるのですが、また考えられる要因。そこを間伐したままほうってある、そういう期間が長いのか、それとも、どういったことでそういったことになったかと、今の時点でお考えになっているのか。その理由、わかればお伺いしたいと思います。

それで、次に、私も代表質問で再生可能エネルギー、奈良県も取り入れていくべきだという話をさせていただきました。特に太陽光エネルギーです。私が見てきたのは、宮崎県のリニア新幹線の跡地を活用した、4キロメートル弱ですが、ちょうど京奈和自動車道の上についているような形で約3.何キロメートルですが、今現在、京奈和自動車道は、車が通っていますが、そういうことの活用も今後できないのかと。そういった幹線道路は災害に必要な道路でございますので、そこに電力も取り入れられれば効果的ではないかと思っております。今回の災害を通して考えると、電気も不通になります。そうなりますと、自家発電していくことが必要になります。そこに蓄電池があれば、当分の間、電気をとることができる。これがこの平野部にも、また南部の山間地にも言えることではないかと思っております。災害に強いまちづくり、特に電気が不通になったときに、その代替をどうするかということで、こういった点についてもしっかりと議論をしていただいて、新エネルギー政策、奈良県としておまとめになるということでございますので、私の要望としておきます。

あと環境モニタリングということで、ここに国10分の10ということで3台、1台、3台、3台とありますが、これは、どういった機械なのかご説明いただきたいと思えます。

この機械を取り入れて県内拡充、そういうポイントも拡大して、放射能を測定したときに、奈良市矢田原町の茶業振興センターのお茶から一部セシウムが検出されたと報道されておりましたが、いろいろ聞きますと、はかる時点の問題とかいろいろあるようでございますが、これに対して風評被害はなかったのかについてだけお伺いをしたいと思います。

最後にですが、若者の雇用ということでお伺いをしたいと思います。若者の雇用、奈良県の男女がともに働き、また子育てしながら働き続けられるといったことを目指していらっしゃると思います。できれば、近いところでともに働くことで子育てを2人ですることができるという、理想の形になるわけでございますが、今、若者の雇用、就業率は全体に年々低くなっております。特に若者が大企業志向という中で、中小企業、また小規模の企業にも自分が力を発揮できる、そういった職場がたくさんあるのだということで、ミスマッチを防ぐために奈良県内も多分取り組みをしていただいているかと思いますが、そういったことについて1点お聞きしたいと思います。以上。

○七尾林業振興課長 間伐についてのご質問でございます。今回の補正予算で流木発生要因調査という形で上げさせていただいておりますが、今回の台風12号によりまして流木が発生しております。その原因が、間伐材が流れていおるのか、もしくは深層崩壊で立ち木ごと流れたものが多いのか、その辺を検討させていただきまして、今後の間伐の方針等を定めさせていただきたいと思っております。

ちなみに間伐に関しましては、先ほど委員お述べのように、山に道が入っていない等の理由で切り捨て間伐、保育間伐という形で山に置いているものが多数ございます。それと環境保全によります緊急間伐なども山に小切りして置いておくと、そういう形でございます。そういったものが流れているかどうか、昨年度の間伐したところで置いているものを調査しまして、また、ダムに流れているものも調査しまして、原因究明を図りたいと思っております。

ちなみに他府県の例でございますが、2年前、他府県の大雨のときにそういった調査をした結果もございましたので、調査したいと思っております。

○有埜環境政策課長 補正予算で計上させていただいておりますモニタリングポスト等の仕様についてでございますが、モニタリングポスト、今回補正予算計上させていただいておりますのは3カ所で、合計4カ所になるわけでございますが、何ををはかるのかということにつきましては、まずモニタリングポストは空気中の放射線量をはかるものでございまして、新しい3台につきましては大和高田市の葛城保健所。それから宇陀市は宇陀川浄化センター、そして下市町は吉野保健所に設置を考えております。既設の分は奈良市大森町の保健環境センターに置いております。

ゲルマニウム半導体検出器でございますが、これは1台増設するというので、計2台になります。それで、はかりますものは上水、また土壌、そして大気浮遊じん、それから降下物、そして食品、飼料等の測定でございまして、設置場所につきましては保健環境研究センターでございます。

次に、サーベイメーターでございますが、これは3台を増設ということで、合計4台になります。これは地上1メートルの場所で空間の放射線量を測定をするというものでございます。

そして、ハイボリュームサンプラーでございますが、これ3台増設しまして、合計4台ということで、大気中の浮遊じんなどを収集するものでございまして、この収集したものをモニタリングポスト等で測定するというので、大気中に浮遊するものを集めて、測定

する前の下準備といたしますか、そういうものに使うものでございます。以上でございます。

○植田農業水産振興課長 荒茶の放射能のお尋ねでございました。6月に県の茶業振興センターの荒茶の放射能を測定いたしました。沃素は検出なし、放射性のセシウムが134、137、合わせまして6.9ベクレル/キログラムという結果でございました。暫定規制値が500ベクレルということで、非常に少ない値で健康には何ら問題がないと。また、お茶の放射能につきましては九州でも全国津々浦々検出された状態になっております。また、7月に飲用茶をはかりましたところ、全く影響がないということで県も安全宣言をいたしました。

荻田委員の質問でお茶の価格について述べさせていただきましたが、一番茶については昨年並みと、二番茶につきましては昨年比169パーセントということで、報道発表後しばらくにつきましてはマスコミとか消費者からいろいろお問い合わせがございましたが、無事落ちついたと。風評被害はなかったという判断をしております。以上でございます。

○加納雇用労政課長 若者の雇用についてご説明させていただきます。

委員お述べのように、若者の就職内定率というのは非常に厳しい状況になっています。本県のことしの3月卒業者の就職の内定率、大学卒業生では4月1日現在で84.2%、それから高校卒業生では同じく3月末現在で90.4%となっておりまして、いずれも昨年度を下回っております。そういう厳しい状況が続いております。

こうした中で、私どもの方といたしまして、残念ながら就職できなかった若者を対象に、緊急雇用の基金を使いながら、給料を得ながら社会人としてのビジネスマナーや企業での実習などによるスキルアップをはかる新卒未就職者スキルアップ支援事業というものをことしから新規でやらせていただいています。これで今現在のところ、第1期が5月から、第2期が8月からという形で、現在55名の方々を対象に、研修あるいは職場での実習という形でやらせていただいています。

また、高校の卒業生についてですけれども、就職できなかった高校生の方々については教育委員会と連携しながら、その方々についての住所や電話番号などの個人情報を提供いただきまして、その方々に対しまして私どもの奈良しごとiセンターにあります若者を対象とした奈良ジョブカフェから直接連絡をとらせていただいで、就職の状況どうですかという呼びかけをさせていただいております。これに対しましては、19名から申し出がありまして、こちらから支援をしたところ、8月末で7名の方が就職されているという状況でございます。

それから、先ほど委員お述べのありましたミスマッチという点でございますけれども、このミスマッチというのも非常に重要な問題だと認識しております。この点について、県内の事業者さんというのは大半が中小企業でございます。その中小企業の方々にご意見をお伺いしますと、いろいろな形で増員は検討しているけれども、新卒者や、あるいは即戦力といった方々についての人材、これを集めにくいということをお聞きしております。また、その一方で、先ほどおっしゃっていただいたように、大企業だけではなくて、中小企業にも勤めたいという方々も若者でもおられます。

そういった方々についてのいわゆるマッチングをスムーズに図るために、この6月から奈良しごとiセンターにおきまして、県の無料職業紹介というものをやらせていただいております。これは、県内の大学などを中心に、私どもの方から企業にお邪魔して、人材開拓をするとともに、その企業をPRをすると。PRをしたものを大学などを中心に若者の方々へフィードバックしていき、必要に応じて、また情報提供していく中で求職者に対してはマナーやOAなど、そういう基礎的な研修を受けていただくという形で、丁寧なマッチングを進めていこうと思っております。

いずれにいたしましても、県としてもこれからが今後の就職の内定率、そういったことを見きわめながら、関係機関と連携を密にして、一人でも多くの若者を就職に結びつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○除委員 流木の件についてはまた調査結果をしっかりと公表していただきたいとお願ひをしておきます。

環境について、やはり皆さん、放射能線量については心配されておりますので、奈良県としても器械をたくさん買っていただいて、ポイントも拡大していただいて測定していただいているということで、その測定結果を皆さんがごらんになれるということで、これは一方で大事なことだと思いますが、それによっていろいろな値に、基準値を超えたと、そういったことがあった場合には、しっかりと県としても風評被害防止に努めていただくようお願いをしたいと申し上げておきます。

若者の雇用ですが、奈良県には企業誘致ということで101社ですか、知事は4年間頑張られました。数の上ではそうして目標を立てて達成されたということでございますが、やはり魅力ある企業を、今度は質の面で図ってもらいたいということをお願ひをしたいと思うのです。私自身も奈良市に住んでいながら、若いときは大阪府の企業に通っておりました。ですから、そういう意味では奈良県の企業、魅力ある企業があれば、やはり就職し

て、その近くに住んで、若者はどうせ結婚するのです。子どもが生まれて子育てするのです。子育てしながら働きたいと。今の若い人たちはもう男女ともにそんな意識になってきております。ですが、まだまだ子育てしながら働き続けられるということが、今の現状では大変厳しいのではないかと思います。

私もよく知っている方、大阪府の企業に勤めているのですが、1年育児休暇をとって、いざ復帰しようと思えば、大阪市ですが、本来は勤めたかったのですが、どこも入れないのでどうしようもなく、周りにも見てくれる人がいなかったもので、仕事を断念せざるを得なかったのです。そのときにこの不景気です。会社が1年も育児休暇をとられたら、もう切るしかないということで向こうから切ろうとしたところを私は働きたいのです、けれども預かってくれる保育園がなかったのですと必死に訴えて、何とか要するに会社都合ということでやめることにはなったのですが、やはり現場にはそういったいろいろ悩んでいらっしゃる方がいらっしゃると思います。それは全部、個々の責任になってしまうのです。保育園がいっぱいであれば入るところがない。もうあきらめるしかしようがないですし、会社へも前の仕事したいと思ってても、会社が1年も休んでもらったらもうそれで十分だということで、この不景気ですから切っていきます。こういうことが現実にあるのです。

だから、魅力ある企業を県内につくっていただいて、小さくても、中身ですよ。もう子育てがしやすい、ここの会社であればずっと子育てしながら仕事を続けていくことができるといったような、それがあれば奈良県に若い人たちが来てくれるのではないかと思います。いろいろな人の声を聞きながら、経験上、思っていますので、今後は、中身ですね。中身というか質の向上、特に子育てがともにできるという企業を県として目指していただきたいということをお願いして終わります。

それに答えがあれば、どうぞ。

○浪越産業・雇用振興部長 委員のご指摘、ごもっとの意見だと思っております。

少し、所感を申し上げますと、県内にもたくさんいろいろな魅力のある企業がございます。県の広報の中でもそういった企業紹介をさせていただくような取り組み、それから、いろいろな形で地域で大体どんな企業があるか、どんなことをされてるかということを知っていただくことが大事かと一つは思っております、企業誘致でも魅力ある企業という形で努めてはまいりますけれども、まず、県内企業でそれなりに頑張っておられる企業もおられます。そういったこともしっかり周知をしていく、そういう中で雇用に結びつけ

ていくということもやっていきたいと思えます。

それから、女性の雇用については、我々もそういった問題認識を持っておりまして、今、女性政策課も同じように女性の雇用という形でやっておりますので、タイアップしながら進めていきたいと思えます。以上でございます。

○猪奥委員 私も通告していないのですが、一つエネルギーの話をしていただきたいと思えます。

再生可能エネルギーで私は大切なのは3つあると思えます。1つは、行政側の後押し、もう一つ一番大切なのは自然環境がそろっていること、もう一つは電力会社の理解、この3つが必要だと思えます。

私は再生可能エネルギーを設置するべきだと思っておりますし、前回の本会議でも質問させていただきました。ただ、今のワーキングチームの中でさきに研究をやられているというように、性急につけてしまっただけではいけないと思うのです。学生時代から環境問題の勉強をしておりましたので、いろいろなところに視察に行きました。そこには国からぼんと予算が出たから風力発電機つけたけれど全然回らないという風車が日本で各地にあるのです。それはどうしてそういうことになっているのかというと、私からしたら行政がエゴをつけたからだと思うのです。企業の社会的責任みたいな、うちは環境に優しい行政ですというのを見せたいがために、風力発電機を建て、ソーラーパネルをつけている。電力というのはそういうものではないですから、きちんとBパイCをやって、エネルギーがとれるとわかったところだけつけていただきたいと思えます。

そして、県側から一つ大事なものは、電力会社へのアプローチです。私の所見では、関西電力は、各電力会社と比べて、それほど自然エネルギーに積極的ではないという気がするのではないかと思っています。自然エネルギーをどれだけ受け入れるか、各電力会社ですから県としてははっきりと受け入れてほしいという要望をしていただきたいと思えます。

要望ですけれども、ご意見あればちょうだいしたいと思えます。

もう1点は県営競輪場です。きのうは協議会でしたか、委員会がありまして、今回の収支はとんとんを目指せそうだのご報告を受けたのですが、あくまで公営の競輪場とは黒字を出すためにやっているもので、とんとんを目指すべきものではないと思えます。当然、黒を目指すべきで、お聞きをいたしますと、県有地ではない駐車場をたくさんお借りになっておりまして、それに対して年間3,000万円ほど予算を計上されている。もちろん、競輪開催日に車があふれ返ってしまっただけでは困るというのも理解いたします。しか

しながら、経済労働委員会でも質問しましたがけれども、年間4日しかあけていない駐車場というのが奈良県営競輪場には存在します。そんな中、先ほどずっと委員の質問でもありましたように、災害に対して予算がたくさん必要ですと。それに対して将来の借金、県債という形で対応されるわけですよ。そんな中、赤字を垂れ流しているように見えます。もちろん、県営競輪場を存続させている以上は、たくさんの方に来ていただく努力というのは必要ですけれども、一方で行政改革という面からでも削減は必要かと思います。ご所見をお願いいたします。以上です。

○浪越産業・雇用振興部長 エネルギーの関係で、まさに委員のご指摘のとおり、いろいろな条件があろうかと思います。例えば、先ほどの国の調査の中でも出てまいりましたですけれども、答弁させてもらっていますけれども、小さな面積で、そのところに例えば太陽光は、コスト面から見たらどうなのかとか、それが土地の形状がもう斜面になっているとか、もうつけようのないような土地、そういった面も当然あろうかと思いますが、また、風力のお話も同じように、風の量がどれくらいあるか、そういったことを考えた上で設置をしないと、だめになるだろうと思いますので、そういったことはしっかりと研究をしていくというのは必要があるので、このワーキングを立ち上げたのは一つのねらいでございます。

それから、関西電力が節電のお願いに来られたときに、もう知事からこの再生可能エネルギーの研究をするので一緒に入りなさいということをはっきり明言をされまして、今回の研究会、ワーキングにも関西電力にも入っていただくという形で進めたいと思っております。以上です。

○江畑地域産業課長 県営競輪場の借り上げ駐車場についてのご質問についてお答えをさせていただきますと思います。

駐車場用地の借り上げにつきましては、過去に多数の来場者で車があふれまして、周辺道路への迷惑、違法駐車が顕著だったことに対処するために、その解決のために周辺の地権者の方々のご協力を得ながら田畑を転用して、今日まで実施してきたところでございます。

さきのGⅢ、奈良県営競輪開設61周年記念レースの春日賞争覇戦では、開催時に入場者が1万2,000人を超えまして、来場の車も1,400台近くまで駐車場台数を数えまして、すべての駐車場を開放して利用したところでございますが、通常のFⅠ、FⅡの普通競輪の開催時ですとか、あるいはまた場外発売の実施日には閉鎖している駐車場もあ

ることは、委員ご指摘のとおりでございます。当然のことながら、県営競輪場は、厳しい経営環境にございまして、2年連続の赤字ということでございます。その経営改善のため、不用の経費の削減は一層努める必要がございますから、現状におきましては一部駐車場の返還交渉をこれまでから行ってきたところでございます。その結果、つい最近になりました、特定の駐車場につきましては、一定の条件をもとに返還してもらってもいいというご返事もいただいているところでございます。

今後、さらに必要性の低下している駐車場につきましては、地権者の一層のご理解とご協力を得ながら、お願いをしながら、場合によりましては契約延長の打ち切りといったようなことも視野に入れまして、粘り強く交渉してまいりたいと、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、駐車場の効率的活用によりまして、違法迷惑駐車等の発生を回避しつつ、不用駐車場の返還に努力してまいりたい、このように考えるところでございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

まず、エネルギーですけれども、先ほど行政のエゴと申しましたのは、例えば市がつけるときはどうしても市の中に建てたい、県がつけるときはどうしても県有地に建てたい、こういったことが今までずっと行われてきました。奈良県においても、例えば、ソーラーパネルをつけるという話になった場合、県が主導でもって、知事もよくおっしゃられている奈良モデルのような形をとって、各行政間、各市町村と協力し合って、それぞれがエゴを出すことのないように、効率を求めて設置していただきたいと思います。

奈良県営競輪場の駐車場のお話ですけれども、進んでいるということで喜ばしいことだと思います。およそ駐車場というのは、何億円という黒字を出せていたときの来られている方の数の駐車場が今そのまま残っているような格好だと思いますので、これから県営競輪場を運営していくに当たっても、そういった整理が必要かと思います。ご苦労だとは思いますが、今後も引き続きよろしくお願ひします。

以上です。ありがとうございます。

○安井委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようでございますので、これをもってくらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部及び農林部の審査を終わります。

午後1時30分より、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を行いますので、

よろしくお願いいたします。

しばらく休憩します。